

福教大教支第460号
平成23年4月1日

教育学部長
教育学研究科長
事務局長 殿

福岡教育大学長
寺尾 慎一

台風等における授業等の取扱いについて（重要通知）

学生の事故を防止することを目的として、福岡県北部に暴風警報、大雨警報及び洪水警報等が発令され、JR九州が運休した場合に限り、授業及び試験を中止すること（以下「休業措置」という。）について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 休業措置の基準

休業措置を行う基準は、以下のとおりとする。

運休解除時刻	授業等の取扱い
午前6時前に解除された場合	通常どおり
午前9時以前に解除された場合	午前中休業措置
午前9時を経過しても解除されない場合	全日休業措置

※注意 JR九州運休解除に関する情報は、各自マスメディアにより確認することとする。

- 授業開始後、前項の警報等が発令された場合は、学長、教育学部長及び研究科長が協議の上、危険と判断された時間以降は、休業措置を講じる。
- 前2項の危険と判断される事態が生じた場合は、学長、教育学部長及び研究科長が協議の上休業措置を講じる。
- 周知方法
前2項に係る学内の学生及び教職員への周知は電話又は掲示等により行う。
- 補講及び追試験
休業措置を講じた後は、学長、教育学部長及び研究科長の判断により授業の補講及び追試験を行うことができる。
- 欠席の配慮
授業担当教員は、各種公共交通機関の運休のため、授業（試験を含む。）に出席できなかつた旨の学生からの届出があった場合は、学生の不利益にならないよう配慮するものとする。